

地域森林管理支援センターたより

2025.11月号
Vol.14

Action Record

2025.9.10 第11回市町村林務担当職員研修(実践型)	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	30名参加
2025.9.24 第12回市町村林務担当職員研修(実践型)	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	14名参加
2025.10.9 第1回地域森林監理士フォローアップ研修会	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	10名参加
2025.10.17 第2回地域森林監理士フォローアップ研修会	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	14名参加
2025.10.24 第3回地域森林監理士フォローアップ研修会	岐阜県議会棟 2階 会議室	15名参加
2025.10.22 第13回市町村林務担当職員研修(実践型)	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	12/8へ延期
2025.11.7 第14回市町村林務担当職員研修(実践型)	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	12名参加
2025.10.10～ 第2回目の市町村巡回支援実施中		29市町村済

Business Performance (11月14日時点)

★相談窓口対応	56件
★市町村巡回支援	57回
★専門家への相談斡旋	5回
★地域森林監理士短期派遣	37回
★市町村林務担当職員研修	13回
★地域森林監理士フォローアップ研修会	3回
★冊子「森林のたより」への寄稿	2回



Topics

★第11回市町村林務担当職員研修を開催★

日時：令和7年9月10日(木) 10:00～17:00

場所：ぎふ森林文化センター 3階 東濃ひのきホール

講師：アジア航測(株) 森林コンサルタント課 及川秀之氏

高津川森林組合 地籍課長 永瀬勉氏

岐阜県森林組合連合会 森林整備部課長 渡邊啓弘氏

地域森林管理支援センター 小島徳文

講義：境界明確化に関する基礎知識について

参加者数：30名

内容：(1)リモートセンシングによる境界明確化手法について

(2)森林境界スペシャリストの養成について

(3)森林整備の実施に向けた境界明確化作業について

(4)境界明確に関するアンケート結果の報告について

<意見交換>今年度は、新たにリモセン手法について、他県での実例を専門家と島根県高津川森林組合から手順やコツについて紹介
現地に杭を設置しないリモセン手法での森林境界明確化成果を活用した森林整備事業の実績はまだない

※理解度は、(1)が、良く判ったが41%、判ったが35%で合わせて76%という結果でした
(2)が、良く判ったが35%、判ったが35%で合わせて70%という結果でした
(3)が、良く判ったが44%、判ったが37%で合わせて81%という結果でした
(4)が、良く判ったが33%、判ったが25%で合わせて58%という結果でした



研修の様子

発行元

地域森林管理支援センター 〒500-8356 岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内

☎058-201-5013 ✉f-shien@g-moriren.or.jp

★相談窓口について★ ～相談窓口には、こんな相談がありました～

- 森林経営計画運用で、意向調査の結果を林業事業体に対して情報提供しているが、その後の進捗状況などについて掴み切れていない、今後、益々森林整備対象面積は増えてくるが、どのように対応していくことが良いのか指導いただきたい。
 - ▶ 一度、林業事業体、関係農林事務所を交えて課題の洗い出し、対策について意見交換を行うと良いので、農林事務所へも相談してみます。相談の結果、○月○日に打合せ行なった。
- 昨年度発注済の人工林施業の積算資料はあるが、今年度は広葉樹施業区域がある。広葉樹施業の積算歩掛を教えて欲しい。
 - ▶ 広葉樹用の歩掛で公開されているものはないと認識している。人工林の歩掛を補正して使用しているのが実態でないか（ネット上にある島根邑智建設業協会_【参考】伐採作業にかかる伐採歩掛（案）単価表のように）
- 白川町における森林ゾーニングを再検討するため、QGIS に詳しい地域森林監理士の支援を依頼したい。
 - ▶ QGIS に詳しい地域森林監理士を紹介し、短期支援により対応する。

★「地域森林監理士フォローアップ研修会」を開催しました★

【第1回】

日時：令和7年10月9日（木）13:00～17:00
場所：ぎふ森林文化センター 3階 東濃ひのきホール
講師：岡山県英田郡西粟倉村 副村長 上山隆浩氏
講義：「百年の森構想」から「生きるを楽しむ」へ
—森林を活用した持続可能な地域づくり—

参加者数：10名

※西粟倉村の(株)百森による森林の集約化と経営管理、林業を中心とする地域経済づくりについて、新たな事業の立ち上げやその実行体制の確保などについて多方面から紹介された。

【第2回】

日時：令和7年10月17日（金）13:00～16:00
場所：ぎふ森林文化センター 3階 東濃ひのきホール
講師：岐阜県林政部林政課 技術総括監、森林計画係長、担当
内容：森林・林業施策の基本情報である森林簿の改善について
参加者数：14名

【第3回】

日時：令和7年10月14日（金）13:00～16:00
場所：岐阜県議会棟 2階 会議室
講師：岐阜県林政部森林活用推進課 森林吸収源対策室長、森林吸収源対策係長、担当
岐阜県森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター センター長、普及企画係長
内容：岐阜県地域森林監理士の今後の活用について
参加者数：15名

※3回の研修資料並びに研修議事録については、

サイボウズの「ファイル管理⇒地域森林管理支援センター⇒令和7年度⇒地域森林監理士フォローアップ研修」に掲載

★「専門家等への相談斡旋」行っています（弁護士への斡旋）★

- 林道明神線から菩提山城跡へアクセスできる「遊歩道の整備」を観光景観林整備事業補助金を活用し整備することを考えている。今回地権者の一人から整備の同意を得られず困っている。（垂井町）
- そこで、以下の点について、法律的に整理できるものなのか、ご意見を伺いたい
 - ・ こういった林道に観光客は通ってはいけないのか？
 - この場合の林道とは、林道明神線のことですね？林道の使用目的は林道設置者が決めることができますので、「いけない」ということはありません。
 - ・ そこから派生する観光地へつながる私有地の遊歩道
 - すでに登山家や好事家を通して、自然に踏み固められた道、ということですね？そのような「道」が存在することが、今回の地権者に何らかの受忍を求める根拠となるか、という問題だと理解しました。残念ながら、地権者に受忍を求める法的根拠は見出しがたいと思われます。遊歩道整備の必要性が、公共の福祉（私権に優先する）といえるまで高まっているかということ、新しい観光地への経路ということですから、そこまでの評価はできません。一方、地権者の主張が、権利の濫用といえるかということ、そこまでもない。地権者は、私的所有権にもとづき、森林の自由な処分が許されるというべきです。たまた、こういう空気を讀まない人がいると、問題の本質に立ち返って良いですね。
 - ・ どうやって地権者と話を付けているか聞きたい。
 - 若しくは、地権者の同意を取るには、どうやって進めていく方法があるのか享受願いたい。
 - 私は他の事例を知っているわけではありませんが、この場面は圧倒的に地権者が強いですから、行政の方でいろいろと妥協しないといけないと思います。他の、ごねない地権者と取扱いに不公平ができるようでも、買い上げるなり、特別の条件を付けるなりして収めるよりほかにないと思います。



第3回研修会の様子